

清輝保育園ほか23施設消防用設備等点検業務委託仕様書

委 託 名 清輝保育園ほか23施設消防用設備等点検業務委託

履行場所 清輝保育園ほか23施設（別紙実施場所一覧のとおり）

(1) 消防法第17条の3の3及び、消防法施行規則第31条の6の規定ほか関連法令に基づき、消防用設備等の機能保全のため保守点検を行うこと。※消防用ホース、消火器の耐圧試験は行わない。

(2) 点検の内容・期間は、次の期間を原則とする。

前期点検（機器点検） 契約日から 令和7年9月30日

後期点検（機器点検・総合点検） 令和7年12月22日から 令和8年2月28日

委託期間 契約日から 令和8年3月13日

(3) 点検の結果及び内容については、消防用設備等の点検表の様式に記入して、点検結果報告書に添付し、各点検終了後、速やかに幼保運営課へ提出すること。

所轄消防署へは後期点検終了後に報告書を提出し、審査後の報告書原本については実施した各園へ返すこと。

また、指摘事項があった場合は、各園に報告するとともに、不良箇所一覧表を作成し、幼保運営課へ提出すること。

(4) 作業終了後、所定の場所に岡山県消防設備協会発行の点検シールを必ず貼付し、点検が完了したことを明示すること。

(5) 請負業者は維持台帳に点検結果を記録し、各園で保管する。

(6) 消防用設備等の点検に要する機材は、請負業者の負担とする。

(7) 軽微な補修（球切れの取替え、ビス締め等）は請負業者の負担とする。補修は完了した状態で不良箇所一覧表へ記載すること。

また、誤作動が生じた場合は原因を究明し、適切な処置を行う。

(8) 点検の内訳は別紙数量総括表のとおりとするが、現状に応じた対応とすること。

なお、点検設備等の年度途中の変更については、大幅な増減がない限り、契約金額の変更はしないが、消防法上点検が必要な消防設備においては点検を実施すること（仮設建物を含む）。

(9) 点検の日時は、あらかじめ各園と相談のうえ決定すること。（各園が特に希望する場合以外は、

日・祝日及び夜間の実施は避ける。) 作業着手前に作業日程(時間を明記したもの)を監督員へ提出すること。また、園舎改修工事等がある園については、事前に施工業者と点検日時等の調整を行うこと。

なお、作業については必ず防火管理者等の立会のうえで実施すること。

(10) 点検委託料は、委託業務完了後支払うものとする。

ただし、前期点検終了後請求のある時は、契約金額の40%を支払うものとし、残額は委託業務完了後に支払うものとする。

(11) 自動火災報知設備の点検に当たっては、誤操作により防火シャッター、防火扉が連動して作動することがないように予め連動スイッチを切る、園児等がいらないことを確認して点検を行う、作業員を適切に配置するなど、防火シャッター事故等に対する適切な措置を行うこと。

(12) 指定の消火器設置一覧表を作成し、消防用設備等点検報告書の一部として最後の頁に閉じること。(電子データでの提出を含む。)

(13) 受託者は消防用設備等点検資格者調査表に届出のあった点検資格者の中から業務責任者及び点検業務従事者を選定し、氏名、生年月日、資格の種類を記入した書面に免状と受託者により雇用されていることが確認できる書類(健康保険証・雇用保険証など)の写しを添付し提出すること。

(14) 業務責任者及び点検業務従事者は必要に応じて補助者を同行し、点検の実施を補助させることができる。

(15) 点検業務については、やむを得ず受託者のみでの業務遂行が困難な場合は、監督員と協議の上、補助者について「一部再委託届」を提出し、その一部を再委託することができる。ただし、業務責任者及び点検業務従事者については、再委託は認めない。

(16) 作業現場について立ち入り確認または監視を行う場合がある。また業務責任者及び点検業務従事者について、本人確認のため運転免許証など身分証明書の提示を求める場合がある。

業務責任者など、本人と確認できない場合、或は立ち入り確認で不正行為などが発覚した場合は、すでに点検が完了した消防用設備についても再点検を指示する場合がある。